

第 1 回

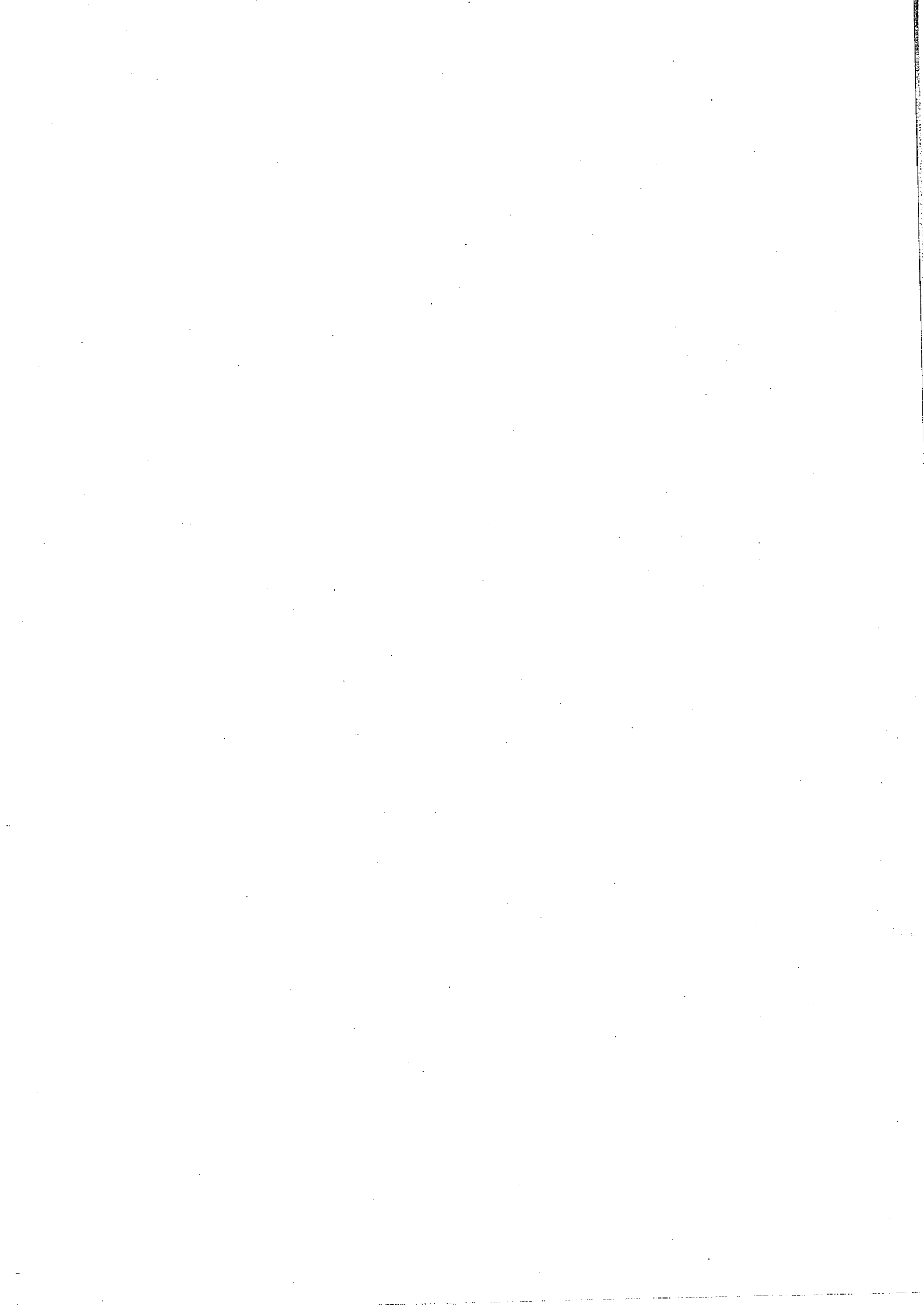
いわき市地域福祉計画策定委員会資料

【議 事】

- I. 地域福祉計画策定のポイント・・・・・・・・・・ P 1
 - 1 地域福祉計画について・・・・・・・・・・ P 1
 - 2 本市の現行計画について・・・・・・・・・・ P 4
 - 3 地域福祉の推進に係る国の動向について・・・・・・・・ P 6
 - 4 次期計画策定のポイントについて・・・・・・・・ P 8

- II. 地域福祉に関するアンケート調査結果について・・・ P10

- III. 策定委員会のスケジュールについて・・・・・・・・ P13



I 地域福祉計画策定のポイント

1 地域福祉計画について

少子・高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや福祉ボランティア活動などによって、誰もが安心して暮らせる地域づくりが求められている。

地域福祉計画は、平成12年6月の社会福祉事業法等の改正により、社会福祉法に新たに規定された事項であり、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域の生活課題を明らかにするとともに、多くの市民や団体が主体的に福祉活動に取り組み、ともに助け合う地域社会を基盤とした地域福祉の推進を総合的かつ計画的に進めていくための基本的な指針として策定するものである。

本市においては、平成19年2月に「市地域福祉計画」が策定された。

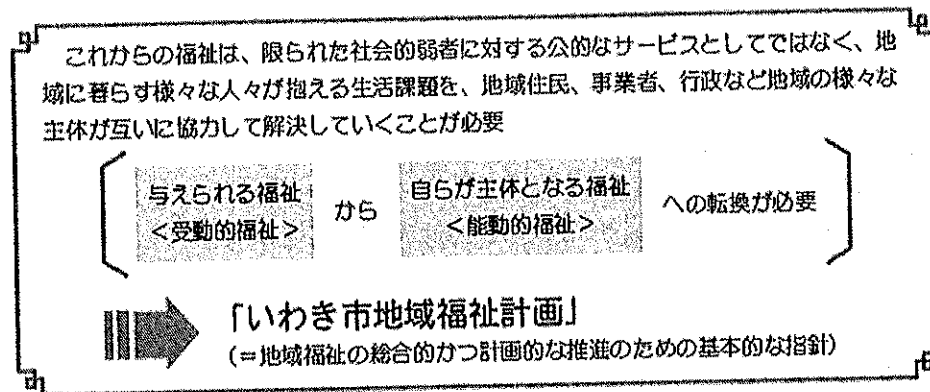
その後、平成26年3月に同計画の見直しを行い、新たに「新・市地域福祉計画」を策定。「新・市地域福祉計画」の計画期間は平成26年度から令和2年度までの7年間としており、その中間年度である平成29年3月に見直しを行った。当該計画は令和2年度が計画期間の最終年度となることから、次期計画の策定を行うものである。

(1) 計画策定の背景

① 市地域福祉計画の策定（平成19年2月策定）

（背景）

- ・ 近年の社会経済情勢の変化や、少子高齢化、核家族化の進行等に伴い、市民の意識や価値観が多様化、地域住民相互のつながりが希薄化している。
- ・ 高齢者の孤独死、子育て家庭の孤立、児童虐待、配偶者等からの暴力、ひきこもりなどの新たな社会問題が発生している。
- ・ 公的なサービスだけでは対応が極めて難しい状況となっており、地域における住民相互の助け合いや支え合いがますます重要となっている。



② 新・市地域福祉計画の策定（平成 26 年 3 月策定）

（背景）

- ・ 東日本大震災から得た貴重な教訓と経験を踏まえ、災害時要援護者支援のあり方や日常における地域福祉活動の推進等について再検討する。
- ・ 「市地域福祉計画」策定後における本市の福祉の状況やボランティア活動の状況、さらには社会状況の変化等を踏まえた見直しを行う。
- ・ より効果的、効率的に地域福祉を推進するためには、いわき市社会福祉協議会との連携が不可欠であることから、同協議会の活動計画である「第3次地域福祉活動計画」との一体的な見直しを実施。

③ 新・市地域福祉計画の改定（平成 30 年 3 月策定）

（背景）

- ・ 国・県の通知等を踏まえ見直しを実施
- ・ セーフティネットの強化について、生活困窮者や複合的な課題を抱えて社会から孤立している方々が、制度の狭間に陥ることなく相談機関に繋がり、包括的な支援を受けることで自立した生活を確保できるよう支援体制を強化する。
- ・ 地域共生社会の実現のための整備について、地域における多様な支援ニーズに的確に対応するために、地域を基盤とする包括的支援を強化する。
- ・ 成年後見人制度について、地域で暮らす誰もが互いに人権を尊重し、ともに認め合うことのできる地域社会の実現を目指すため、認知症や障がいなどにより判断能力が低下した方の意思を尊重し、適切な権利行使の実現を推進する。

(2) 位置づけ

① 法的位置づけ

地域福祉計画は、平成12年の社会福祉事業法等改正により、社会福祉法に規定された行政計画である。

市町村地域福祉計画に定めるべき事項は、社会福祉法第107条において、

- ア 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- イ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ウ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- エ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- オ 包括的な支援体制の整備に関する事項

とされている。

② 新・いわき市総合計画（ふるさと・いわき21プラン）との関係

市地域福祉計画は、新・市総合計画を上位計画として位置づけ、総合計画の基本理念に基づいた、福祉分野における総合計画として位置づけられている。

③ 保健福祉分野の個別計画との関係

市地域福祉計画は、保健福祉分野に関する計画として、高齢者施策分野の「市高齢者保健福祉計画」、障がい者施策分野の「市障がい者計画」、子ども・子育て施策分野の「市子ども・子育て支援事業計画」及び保健・健康施策分野の「健康いわき21」、「市食育推進計画」、「市自殺対策計画」があり、本計画は、これら個別計画が持つ個別・専門的な考え方や取組みを、「地域で暮らす市民」の視点から総合的に横につなぐ計画として位置づけられている。

2 本市の現行計画について（別添「新・いわき市地域福祉計画改定版」資料参照）

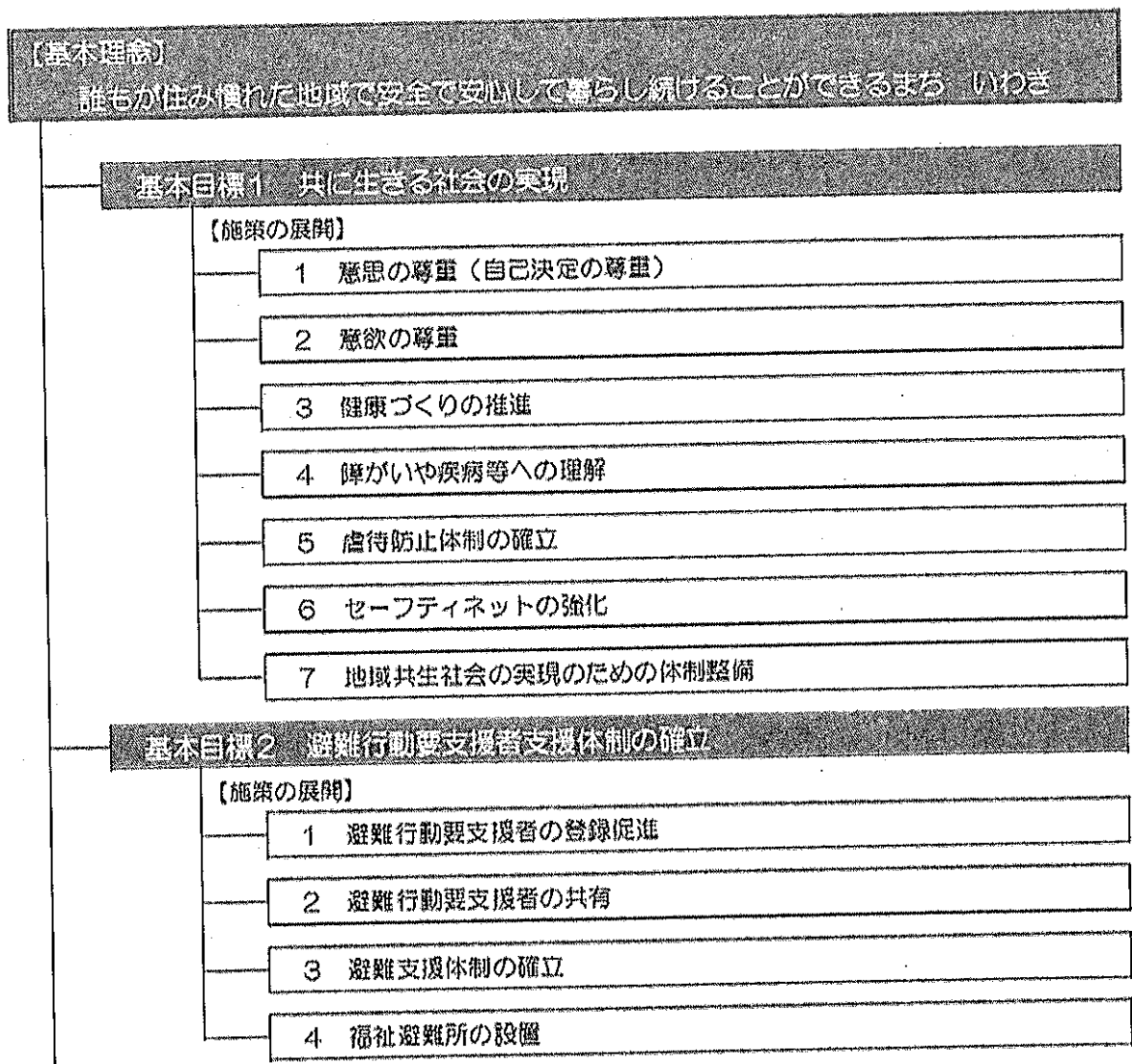
(1) 基本理念 [計画 42 頁]

誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らし続けることができるまち いわき

(2) 基本目標（計画推進の6つの柱）

- ① 共に生きる社会の実現 [計画 48 頁～50 頁]
- ② 避難行動要支援者支援体制の確立 [計画 51 頁～53 頁]
- ③ 地域福祉を推進するためのしくみづくり [計画 54 頁～59 頁]
- ④ 地域福祉を担う人づくり、組織づくり [計画 60 頁～61 頁]
- ⑤ 地域福祉を推進するための環境づくり [計画 62 頁～63 頁]
- ⑥ 権利を守る社会の実現 [計画 64 頁～66 頁]

(3) 体系 [計画 45 頁～46 頁]



基本目標3 地域福祉を推進するためのしくみづくり

【施策の展開】

- 1 避難行動要支援者情報の活用
- 2 地区保健福祉センターエリアを単位とした連携体制の確立
- 3 生活課題の発見と解決のためのしくみづくり
- 4 要支援者情報の共有
- 5 地域単位でのサービスの確保
- 6 地域団体（自治会等）との連携
- 7 地域事業者との連携
- 8 社会福祉法人等による地域貢献の促進

基本目標4 地域福祉を担う人づくり、組織づくり

【施策の展開】

- 1 福祉意識啓発の推進
- 2 福祉教育の推進
- 3 新たに活動しようとする人（団体）への支援（立ち上げ支援）
- 4 ボランティア・NPO活動の継続支援

基本目標5 地域福祉を推進するための環境づくり

【施策の展開】

- 1 活動拠点の確保
- 2 活動資金の確保

基本目標6 権利を守る社会の実現

【施策の展開】

- 1 権利意識の醸成
- 2 判断能力が低下した方の意思決定支援
- 3 成年後見制度の普及・啓発の推進
- 4 成年後見人等受任者の拡充及び適正な業務理解の促進
- 5 成年後見制度にかかる相談支援体制の強化
- 6 成年後見制度に係る関係機関等によるネットワークの強化

3 地域福祉の推進に係る国の動向について

(1) 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定（平成29年12月）〔別冊1頁～9頁〕

- ① 「住民に身近な圏域」において、地域住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境整備
- ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③ 多機関協働による包括的な相談支援体制の構築

(2) 社会福祉法改正（平成30年4月）〔別冊10頁～75頁〕

- ① 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定
地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による「把握」及び「関係機関との連携等による解決」が図られることを目指す。
- ② 包括的な支援体制づくり
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制
 - ・ 生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決する体制
- ③ 地域福祉計画の充実
 - ・ 福祉分野の計画の上位計画として位置づけ

(3) 「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する
検討会」の最終とりまとめ（令和元年12月）[別冊76頁～97頁]

- ① 断らない相談支援
- ② 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
- ③ 地域づくりに向けた支援

(4) 社会福祉法改正（令和3年4月1日施行）[別冊98頁～107頁]

地域共生社会の実現を図るため、地域生活課題の解決に資する支援を
包括的に行う市町村の事業（重層的支援体制整備事業）に対する交付金等
の創設 ほか

4 次期計画策定のポイントについて

社会経済情勢の変化や国・県等から提起されている課題等に適切に対応するものとする。 [別冊 49 頁～53 頁]

- 視点 1 : 市町村地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえた施策の位置付け
地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉に関し、
共通して取り組むべき事項 (法改正により追加)

- ① 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項
- ② 高齢、障がい、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ③ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- ④ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- ⑤ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- ⑥ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑦ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ⑧ 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ⑨ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方
- ⑩ 高齢者や障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- ⑪ 保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- ⑫ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用

- ⑬ 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- ⑭ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ⑮ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ⑯ 全庁的な体制整備

[別冊 49 頁～53 頁]

○ 視点 2 : 市町村地域福祉計画策定ガイドラインを踏まえた施策の位置付け
包括的な支援体制の整備に関する事項（法改正により追加）

- ① 「住民に身近な圏域」において、住民が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備
- ② 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備
- ③ 多機関の協働による市町村における包括的な相談体制の構築

○ 視点 3 : 「基本目標」及び「施策の展開」の体系整理

現計画においては、中間見直しによる改定もあり、特に施策の展開について、位置付けの項目が「理念レベル」のものと「事業レベル」のものが混在しているほか、一部の施策のみ位置付けが格段に多くみられる。

これは、計画策定時や改定時に、国通知等に基づき、地域福祉計画に位置づけることとされたもの（避難行動要支援者の支援体制や生活困窮者支援施策）や、成年後見人制度利用促進法に規定される市町村計画を一体的に内包した形で策定したことなどから生じたものと考えられる。このため、次期計画策定にあたっては、市民の見やすさ分かりやすさ等も考慮した体系としたい。

Ⅱ 地域福祉に関するアンケート調査結果について [別冊 108 頁～119 頁]

(1) 調査概要

① 調査の目的

本調査は、市民及び市内で活躍している地域福祉団体の現状や考え、意見などを聴取し、計画の策定にあたり、福祉に関する市民意識やニーズの把握を目的として実施した。

② 調査期間

令和2年1月31日(金)～令和2年2月14日(金)

③ 調査対象・回収状況

調査種別	配布数(a)	有効回収数(b)	有効回収率(c)=(a)/(b)
市民調査	1,800	623	34.6%
団体調査	100	65	65.0%

(2) 調査結果 (一般市民調査)

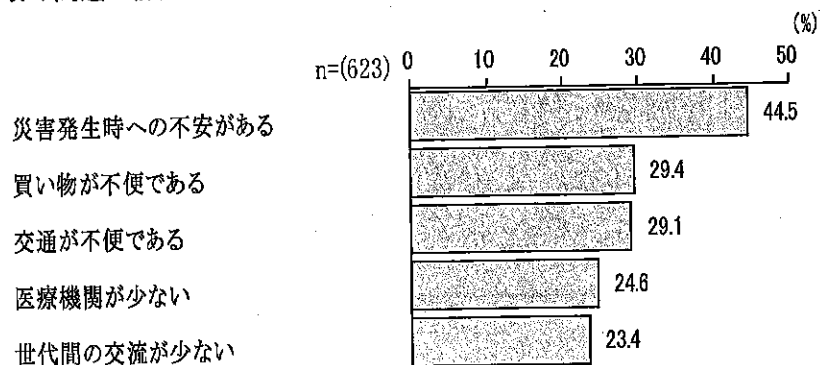
① 回答者のプロフィール

- ・ 回答者の年齢については、「60代」以上が半数以上を占めており、年齢層は高くなっている。

② 地域での日常生活について

- ・ 暮らしや環境については、「病気やけがに対する医療体制」が不満かつ重要と感じている人が多い。
- ・ 居住地区の問題・課題については、「災害発生時への不安」や「買い物・交通が不便」と感じている人が多い。

● 居住地域の問題・課題



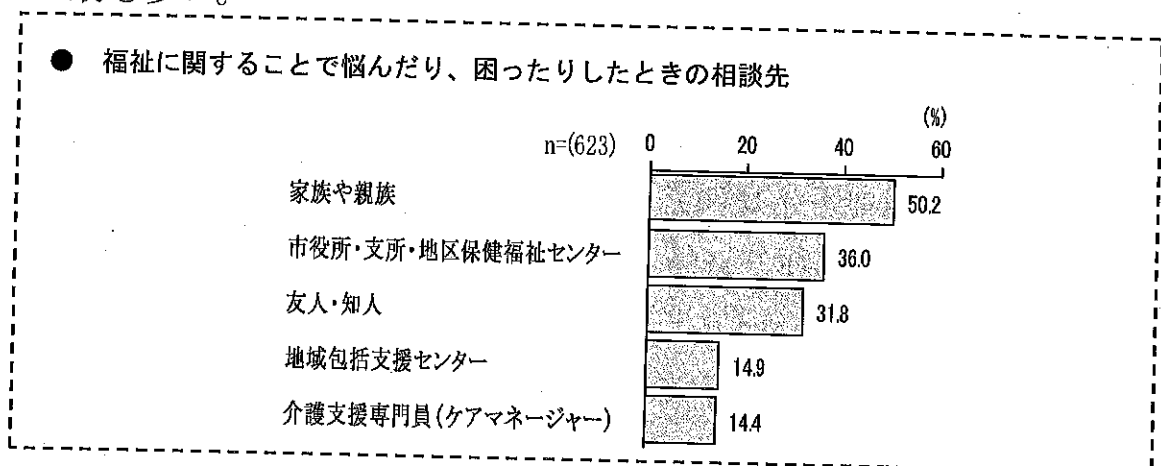
- ・ 地域の人が協力して取り組むべきことは、「災害や防災対策」「高齢者への支援」と考える人が多い。

③ 地域活動（ボランティア・市民活動等）への参加について

- ・ 地域活動への参加については、「参加したことがない」人が約6割を占めており、参加したことがある人で困っていることは、「参加者が年々減っている」が33.9%と最も多い。
- ・ 今後の活動への参加意向については、「参加したくない」人が3割となっているものの、約4割の人は「参加したい」と回答している。
- ・ 地域活動が行いやすくなると思う支援については、「地域活動に関する情報提供」が48.8%と最も多い。

④ 福祉サービス全般について

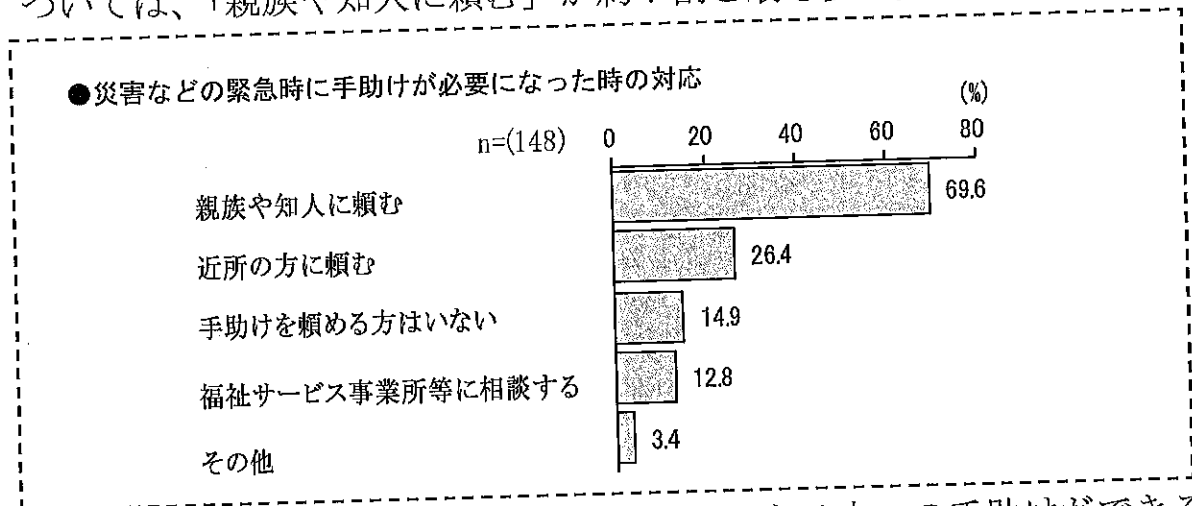
- ・ 福祉サービスに関する情報の入手状況については、「入手できていない」人が約5割、「入手できている」人が約2割となっている。
- ・ 福祉サービスに関する情報の入手先については、「地域の回覧板」が34.5%と最も多い。
- ・ 福祉に関することに悩んだり、困ったりしたとき、必要だと思う相談先の環境については、「身近に気軽に相談できる場がある」が44.6%と最も多い。



⑤ 防災について

- ・ 避難情報や災害情報の入手先については、「テレビ」「いわき市防災メール」が約7割と最も多い。
- ・ 緊急時に手助けが必要な方は約2割となっており、その際の対応に

については、「親族や知人に頼む」が約7割と最も多い。



- 災害などの緊急時に、高齢者や障がいのある方への手助けができるかについては、できる人が約4割となっており、その際にできることは「自分が避難する際に声かけすることができる」が約9割を占めている。

⑥ 地域での住民同士の支え合いや助け合いについて

- 住民同士の自主的な支え合いや助け合いについては、「必要であり、できる範囲で協力したい」が約6割となっている一方、実際に協力していることがある人は、約2割にとどまっている。
- 協力していない理由については、「どうすればよいかわからない」が36.0%と最も多い。

(3) 調査結果（団体調査）

① 団体の活動と地域福祉について

- 各団体の活動における地域福祉の観点での課題については、「住民の地域への関心の低さ・地域活動に協力する住民の少なさ」が38.5%と最も多い。
- 地域が協力して取り組むべきことについては、「高齢者への支援」が40.0%と最も多く、次いで「災害や防災対策」「見守り活動等の相互援助」（ともに32.3%）となっている。
- 地域福祉を進めるためにいわき市が取り組むべき施策については、「地域の支え合いの仕組みづくり」が41.5%と最も多い。

Ⅲ 策定委員会のスケジュール

	開催日	主な協議事項等
第1回	R2.9.30	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・計画概要説明
第2回	R2.10.23	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案審議
第3回	R2.11.27	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント案の整理
第4回	R3.1.21	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会提言まとめ
市長提言	R3.2 中旬	<ul style="list-style-type: none"> ・市長への提言

※ 令和3年3月末 計画策定及び公表

